

第 19 日目（9 月 22 日）

○議 長（塩谷寿雄君） これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。

新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前 9 時 35 分〕

○議 長 開会前に議会運営委員会を行いましたので、議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、本日 8 時半より議会運営委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。出席委員数は 7 名全員であります。正副議長からも出席いただきました。

協議事項は、第 78 号議案の討論についてでありました。一般会計での黒岩議員の反対討論の中で、誤解を招く発言があったという申入れがありました。いろいろな意見がありましたが、一例を話しますと、一般会計での黒岩議員の反対討論での発言について、例えば「4 時間の視察のために何で 2 泊 3 日が必要なのですか。京都で夕方終わったら、そのまま徳島に行けば 1 泊 2 日で終わったでしょう」、これは各会派ともに視察に行く場合、視察先の事情に合わせなければいけなく、待ち時間が避けられない。視察先によっては、視察先の宿泊が受入れの条件、及び希望となっている。また、先進地の視察先が遠距離の場合、交通手段から移動時間等、制約もあり、その上、遅刻等のリスクに備えた余裕の行程設計も必要である。したがって、「2 泊 3 日が 1 泊 2 日で終わったでしょう」との発言は、市民に公金の無駄遣いのような印象を与えかねなく、反対討論での発言は適切でなく、今後、十分注意願いたいということでありました。

ほかには、一般会計決算の反対討論において、議員に向かって「討論してください」というような発言があり、そういう場ではない、不適切だという意見がありました。ほかにも各委員からいろいろとご意見をいただきました。まとめますと、政務活動費の件については、再度運用指針に基づき活動を進め、必要により会派代表者会議にて検討をお願いしたいと考えます。また、議場での発言には、全議員が会議規則に基づき、発言には十分注意していただきたいということを確認いたしました。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1 番議員は傍聴していたので、質疑する委員会での場ではないと思いますけれども……。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 私の言い方にも確かに反省点もあったのかもしれませんが、私が言いたかったのは、誤解を招かないように、しっかり情報提供を十分にすべきだという趣旨の発言だったと思うのです。委員長はどういうふうなそれを捉えられて、誤解を招く発言があったのかどうか。それとも誤解を招かないようにしたほうがいいですよと、そういう理由が

あるなら、そこをしっかりと明記すべきですよという発言だったと思うのですが、それに関して委員長はどう思っていますか。

○議 長 議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 ですので、黒岩議員も先ほど傍聴されていたと思いますけれども、これからまた細かいところも、もし特別なことがあったりした場合には、しっかりと誤解を招かないような報告書をつくった中で、会議規則に基づいてしっかりと運営していくという思いであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第10号）のとおりといたします。

○議 長 日程第1、陳情第3号「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。総務文教委員長・寺口友彦君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託された案件についての審査報告を行います。

令和5年9月4日に付託された事案であります。会議規則第110条並びに第143条第1項の規定により報告いたします。陳情第3号「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情であります。

審査の状況であります。期日は令和5年9月8日金曜日、委員の出席は7名全員であります。議長からも出席をいただきました。陳情者の資料をもとに意見を伺い、その後、討論を行いました。討論なし。起立による採決を行いまして、全員起立。よって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

○議 長 日程第2、第83号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び日程第3、第85号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 皆さん、おはようございます。それでは、産業建設委員会に付託された事件の審査結果について報告させていただきます。

審査日は、令和5年9月7日であります。出席委員は7名全員出席、議長からも出席いただきました。傍聴者は議員3名、新潟日报社1名でした。

付託された事件は、企業会計決算認定の2件です。まず最初に第83号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についての審査概要を報告させていただきます。執行部からは上下水道部長、水道課長から出席をいただき、説明を受けました。

まず、上下水道部長から、令和4年度決算概要として3つ説明がありました。①事業の最終損益については、6,956万円の純利益を確保し、当初予算の1,000万円と比べて約7,000万円の純利益を確保できたという点については、経営成績上うまい運営ができたと考えていると説明がありました。また、②水道料金改定は、令和4年度中に料金改定を議会で可決し、口径別料金体系に移行したこと。長年、市で問題になっていた水道料金改定について作業を行い、令和5年3月議会で給水条例の一部を改正、施行は本年9月になるが、一部改正は令和4年度中であったこと。③として、逆ざやについては、供給単価が231.19円に落ち込んでいるが、物価高減免を加味すると供給単価が250円になる。この価格は製造原価に対しマイナス3円ということで、過去最少の逆ざやとなったことは、改善の成果が数字に表れたと捉えていること。以上、3点について説明がありました。

その後、水道課長より、決算書の収支明細書に基づき、各款項目等の決算数値に基づく詳細な説明がありました。これらの説明を受けた後、各委員から質問がありました。主な内容を報告いたします。

①今回、事業利益はどのように見ているかという質問に対して、以前は1億円、2億円という利益があったが、それは高料金対策の交付税分が入っていたからである。現在、高料金対策はないので、数千万円の利益にとどまる。シミュレーションでは令和8年度以降は赤字になることが見込まれており、現状の成績からみると、黒字になれば良好な経営ができたと考えているということです。

②畔地浄水場の動力費が、消費電力量は6%近く縮減できたことについて、令和3年4月から畔地浄水場の2系列処理系統を1系列に統合して経費の削減に努めている。畔地浄水場全体で令和3年から本格的に経費削減に取り組んでいるという成果がここに出てきたと考えていると答弁がありました。

その後、質疑を終了し、討論に入りました。討論については反対討論が2名、賛成討論が3名行われ、その後、採決に入りました。採決では賛成者4名、反対者2名で、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての審査概要について報告させていただきます。

執行部からは上下水道部長、下水道課長から出席いただき、説明を受けました。経営面については事業の最終損益は4,945万円の黒字を確保したこと。投資面については、農業集落排水の流域下水道への統合が完了し、大きな資産を減らして費用削減が実現できたという説明がありました。また、下水道事業は雨水は公費、汚水は私費の原則があり、一般会計からの繰入金があって成り立つ事業であり、繰入金と下水道の使用料のバランスが最大のポイントであり、研究しているとの説明がありました。

その後、下水道課長より決算書の収支明細に基づき、各款項目ごとの決算数値に基づく詳細な説明がありました。これらの説明を受けた後、各委員から質問がありましたが、主な内容を報告いたします。

①不明水対策については、不明水の大半は消雪パイプの水であり、晴れている日と降っている日では2倍も違う。マンホールの蓋の交換は1か所40万円かかり、マンホール蓋の交換だけではとても追いつかないので、マンホールの内部から止水するような比較的安い方法を検討しているとのこと。

②農業集落排水施設の有効活用について。施設内の鉄くずの売却はいい案だと思っており、令和4年度に検討していなかったが、鉄売却の収益と撤去の費用がプラスになるようであれば積極的にやっていきたいと思っている。建物利用も貸して収益があればいいが、なかなか収益を得るような貸付けということは、建物の形状、立地位置から考えると難しいかなと思っている。ほかの市を見るとほとんど取壊しをしており、中には耐用年数前に補助金を返還してまで取り壊しているところもある。今後どうするかは、借手がいればいいが、そこは難しいと思っているという答弁がありました。

その後、質疑を終了し、討論に入りました。討論については反対討論が2名、賛成討論が1名行われ、その後、採決に入りました。採決では賛成者4名、反対者2名で、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設委員会に付託された事件の審査結果について報告を終わります。

○議長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 83 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。日本共産党議員団を代表しまして、第 83 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

コロナ感染症の扱いが 5 類に移行して、経済活動は徐々に回復していますが、まだ完全に回復したとはいえず、厳しい状況が続いています。また、感染拡大もなかなか収まりません。そこに加えて、昨年から続く物価の高騰は市民生活を直撃しています。こうした下で、県下一高い水道料金の引下げは多くの市民の切実な願いです。

今回の決算では純利益が 6,956 万円と、物価高支援の料金減免の繰入れを行ったものの、実質的には一般会計からの繰入れがない中、黒字を確保している点では経営努力を評価します。しかし、水道料金引下げの方向性は全くありません。高料金の根本原因が畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。今後の方向性として、地域別水源方式に向けた準備が進んでいます。これが市内全域で実施可能かも不明ですが、仮に全域で実施できたとしても、その後の料金引下げは盛り込まれていません。早急に方向性を定め、料金引下げに向けた明確な方向性を示していくべきだと考えます。

また、今年 9 月から口径別料金体系に移行しました。これまで長年要求してきたことであり、口径別料金体系への移行は評価しますが、基本料金が高過ぎて、料金体系への移行を実感することができません。基本料金をもう少し下げなければ、10 立方メートル以下の使用者が引下げを実感することができません。加えて、福祉減免制度を廃止したことは許せません。制度の復活を求めます。

以上の点から、令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対をいたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 第 83 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、南魚みらいクラブを代表し、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和 4 年度の予算編成方針は大まかに、1、地域別水源方式の水源再構築に向かい、施設整備を加速させること。2、老朽施設の改修と管路の改善により有収率を向上させること。3、重要給水施設の管路を耐震化すること。4、料金改定を行い、経営基盤の強化を図ること、の 4 点を重点にしていました。

平成 23 年度の豪雨災害で市内の 3 分の 1 が断水したことを教訓とし、安定した水源を確保

することも念頭に置いた計画は、非常用水源の整備を加速させております。また、生活基盤施設耐震化等交付金による老朽管更新を継続しています。合併以来の課題である料金の見直しは、条例改正が済んだことから本格的に始動し、効率的な事業運営に進む土台ができました。

我が市の水道事業会計は、県内一高い水道料金とやゆされることが多いですが、監査委員を経験した私の率直な感想は、合併以来、最も成果を出している部門であります。人口減少が進み有収率が伸び悩む中にあり、膨大な固定資産を抱え非効率な運営にならざるを得ない環境の中、評価されるべき仕事をしています。

水道料金だけで市政を評価するのではなく、大局的な物の見方をすべきです。単に料金の値下げだけが望ましい政策でしょうか。人口減少が進んでいるのであれば、例えば観光業を柱として交流人口を増やし、商業的な部分で水道の使用量を伸ばし、それによって有収水量を増やし、水道事業の生産性を高めていくことが最も望ましい姿ではないでしょうか。

今後の市の発展は水道事業に対する考え方があると市民の皆様にも認識していただくきっかけになった、令和4年度の決算に多くの賛同をお願いして、私の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和4年度南魚沼市の水道事業決算に、不認定の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど賛成討論者が、水道事業は料金は確かに高いが、最も成果を出しているというふうにおっしゃり、観光業を増やすことで水道の有収率を高めるみたいなことをおっしゃっていましたが、私はあまり成果は出していないのではないかと感じております。

今回、委員会の審議では、危機管理体制に関して質疑させていただきました。危機管理体制、つまり今年6月に起きたようなことを、必ず絶対に起こしてはいけないのだという体制は令和4年に取られたかどうかを重点に審議させていただきましたが、審議させていただいた結果、正直、いや、よくあんなことが前にも起こらなかったな、今まで起こらなかったなぐらいの危機管理体制の脆弱さが露呈しました。

まず1点目です。水道法施行規則には、浄水場、貯水池、浄水場は常に清潔にし、鍵をかけ、柵を設ける等、みだりに人が施設に立ち入らない、水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じることとあるのです。今回、魚を使って水質検査をされているのですが、その魚の水槽がある部屋というのが畔地浄水場に入った玄関に一番近いドアなのですけれども、そのドアに鍵がかけられていなくて、日中は一般の方が結構出入りされているわけです。

なので、ぶっちゃけ私も電話して、部長が電話に出て、はい、入ってくださいという感じで、その部屋に入ろうと思えば入ることができたというか、鍵をかけることのマイナスは何かというものを聞いたのですけれども、部長は、業務に支障が出るというふうにおっしゃったのですが、入るたびに鍵を開け閉めするのにどんな業務の支障が出るのか。それ以上

に水質以外の理由で魚が死んで、それによって市民に与える影響のほうがよっぽど大きいのではないかと思い、どんな成果が出ているのかというのはちょっと首をかしげる部分でございます。

ウグイ、その魚が死んだらどうするのかという部分で、その魚についてある程度の専門知識がある機関との連携とか、職員に知識があるかどうかも調べたのですけれども、それもあまりないようで、何か起きたときのための緊急体制がしっかりできていたかどうかという部分では、私はできていなかったと思います。

下水道では、緊急のとき課長から部長に何かしら連絡ができなかったときは、課長から副市長なり市長なりに直接連絡するシステムが下水道はあるらしいのですけれども、上水道は私が調べた限りはないのではないですか。なので、緊急時には課長から部長に何かしら連絡できなかったときは、もうすぐに課長から市長にでも直接連絡できる体制を取っていただきたいと思います。

反対の2点目ですけれども、審議委員会です。今回、令和4年度は料金改定の作業があったという特別な年度なのですけれども、審議委員会の行われ方があまり透明性が高くなかった。まず傍聴ができませんでした。医療の市民会議とか学区再編は傍聴ができるのですけれども、これは傍聴できなかった。傍聴できない理由が分からなかったのと、今回、料金改定で大口利用者は結構増えるのだという表は審議委員会で示されたのです。

これぐらい大口利用者が増えます、大変になりますと示された結果、3割上げるのは大変だよ、15%にしようみたいな緩和措置が出たのですけれども、福祉減免の利用者はどれぐらいの影響が出るのかというのは表で示されなかったのです。中には払う額が倍ぐらいになる人もいるのに、その部分は示されなかった。それに関して、いつも部長が言うのは、私たちは水道事業者であると言うのですけれども、水道事業者である前に公務員であって、市民全体の奉仕者として、市民全体にどういった影響が出るのかというのをしっかり示して、審議委員会の人たちにかけるというのが本来あるべき姿ではないかと思いました。

あと、温泉旅館に特別割引されていますけれども、それは全国的に物すごい珍しい制度なので、そこもこれぐらいの自治体しかやっていないのですよというのを表で見せてもよかったのかと。そのほうが審議委員会としてはもう少し全体を見渡した審議ができたのかというふうに思いました。

結果的に福祉減免は廃止になりましたし、生活に困っている人がより困っているような状況になってしまい、さらに水の安全という意味で危機管理体制もあまりなされていなかったという意味で、決算には不認定の立場で討論に参加させていただきました。

**○議長** 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

**○梅沢道男君** 議長からお許しをいただきましたので、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加させていただきます。第83号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、討論に参加させていただきます。

令和4年度の水道事業については、改定経営戦略の実現に向けた地域別水源方式への移行に向けた非常用水源の整備も順調に進みまして、塩沢地域では中之島非常用水源を拠点水源というふうに位置づけ、水道水源ネットワークの構築に向けた取組が進められています。また、6月に発生したウグイのへい死に伴う浄水場からの送水全面停止により、これによって図らずもこれまで進めてきたこの地域別水源方式への移行が、水道事業におけるリスク分散という観点からも、極めて重要で有効な取組であるということが確認され、今後の事業推進にも大きく期待するものであります。

また、経営的にも令和4年度は節水意識の普及や人口減少等の影響もあり、有収水量が14万立方メートルと大幅な減少に転じ、経営的には厳しいものとなってきています。しかし、これまで大きな問題とされてきました給水原価と供給単価の逆ざや、これについてはこれまで続けてきた地道な経営改善の努力により大きく改善されてきています。さらに令和元年度から取り組んできた公平感のある料金の体系への移行。これについても3月定例会において条例改正を実現するなど、厳しい経営環境の中においても先を見据えた計画的な事業運営が進められています。

今議会に提出された決算資料でも、今後も赤字転落と背中合わせの経営という厳しい経営認識も自覚しながら、長期的な経営戦略をもって、市民生活の安定に向けた水道事業の体制の確立への努力が見てとれる決算であり、またその努力が実りつつある内容となっています。このことから多くの議員の皆様からの賛同をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは未来創政会を代表して、第83号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定に賛成の立場で参加いたします。

まず、新たな水源ネットワークの構築へ向けた施策をし、一般会計から減収分の補填したものの、事業の最終損益を黒字としている点を評価いたします。我々が蛇口をひねると出てくる水は天然の湧き水ではなく、河川水を適正に浄化し、水そのものを飲用できるようにしているわけです。この認識の中でいけば、このような水道を浄化するシステムを社会が持っていなければ、我々は毎日の生活に必要な水を手に入れるために膨大な時間を費やすことになるでしょう。

しかし、我々の生活の中にそれに費やすことができる時間はありません。現在の社会システムの中で働く、そして生きていくということは難しいのです。水を得る、そして配るという作業を行政が担い、浄化しないといけない水を浄化し、南魚沼市内にある全ての住居に対してそれを配水しています。その作業に係る全ての経費が上水道の費用として、使用する市民に求められているのです。

令和4年度は水道水を作るために係るコストを最小限に抑え、これまでで一番コストの削



減に努力し、成功しています。しかしながら、それを水道代に反映することができません。理由は昨今の全てのもの、そしてサービスの価格が令和4年度から既に価格高騰が始まっており、水道水を作るための施設を運営する費用など、かかる原材料費を考えると、工夫を凝らして飲用可能な水を作ったけれども、それを低価格で提供することは難しかったというところですが、周辺自治体が軒並み値上げしているところを現状維持できた点に関しても評価するべきところです。

南魚沼市は水道料金が高いということを言われますが、確かに周辺自治体と比較すると高いことは事実ですが、それは南魚沼市という地理的なこと。水資源をダムに貯水して確保することで、安定した飲用可能な水を提供することを選択した結果であるため、周辺との比較によって、かかる費用を高い、安いという議論をするのではなく、当地ではこの配水方法による価格が適切であるというふうに考えられます。また、今後はしばらく償却があるため、水道料の値下げは期待できないが、災害に強い深井戸による配水方法に切り替えいくことによって、より安定し、質のよいおいしい水を飲用、使用できることに大きな期待をするものであります。多くの議員からの賛同を求めて討論といたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、第83号議案の決算認定について、歩む会を代表して、勝又が賛成の立場で討論させていただきます。

今日の議会の冒頭にありましたように、誤解を招くような、誤解を招きやすいような討論とならないように私なりに細心の注意を払ってみたいと思います。この第83号議案は歳入歳出の執行実績を表した決算書についての是非を問う議案であり、事業内容について多く語る場ではないものと認識しています。

令和4年度の水道事業の決算については、その執行結果について既に総合的な検証を終わり、不適切な予算執行があったとの報告もありません。先日の監査報告により、予算執行の内容やその効果及び事務処理手続も含め、客観的に判断した結果、適正であると認められたものであります。水道事業の内容を細かく見れば、様々な問題点もありますが、限られた財源の中で可能な限りの経営努力がなされたものとしておおむねよしとするものであります。ゆえに、この決算認定において、この議案に反対する理由が見つかりません。

この9月議会で審議された内容と行政評価が今後の予算編成や行政執行において、その教訓として有効に生かされることを期待するものであります。今後も水道行政については経営の効率化を推進し、将来を見据えてさらに改善を心がけ、安全・安心な水道水の安定供給に努めていただくよう強く要望するものであります。

以上のことから、第83号議案は、水道事業の苦しい現状を考えれば、現行法制の下で最大

限に経営努力した結果の決算であると評価し、賛成の討論とします。皆様方の多くの賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 83 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 83 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 第 85 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは日本共産党議員団を代表しまして、第 85 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の下水道事業が企業会計に移行して 4 年目の決算です。当市の下水道料金は県下一番ではありませんが、高いほうに属しています。水道料金と併せて市民には重い負担になっています。今年度決算では市の一般会計からの繰入れ 14 億 5,600 万円に加えて、国や県からの補助金で 4,945 万円の利益を計上しています。繰入金の中には基準外繰入れも含まれており、厳しい決算内容と言わなければなりません。また、期末の資金残高も期首の 3 億 4,764 万円から 1 億 5,134 万円と半分以下に減少しており、資金繰りも大変厳しくなっています。

また、農業集落排水の県流域下水道への接続は令和 4 年度内に完了しましたが、この施設の機械・電気設備については、資産減耗費として 2 億 4,745 万円を処理しています。これは今後、減価償却費を減らしていく上でも必要な措置ですが、建物本体などは除却ができず、今後も遊休資産として残り、この遊休資産を抱えていかなければなりません。資本金が少ない中で多くの遊休資産を抱えていくことは今後の経営の足かせになります。改善してきているとはいえ、実質的には債務超過に近い状態に変わりはないのではないのでしょうか。

これは水道会計が畔地浄水場への過大な投資によって、高料金から抜け出せない状況と同じではないのでしょうか。一般会計からの繰入金を増やして、料金引下げに踏み出すべきです。また、水道料金は不十分とはいえ口径別料金体系に移行しました。下水道も基本料金を低く抑えて、使用量に応じた加算を行う料金体系を採用し、使用量の少ない方の削減を図るべき

だと考えます。

以上、下水道事業会計利益の処分及び決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは議長から発言を許されましたので、第85号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

下水道事業は令和元年度から経営状況を明らかにし、事業の効率化を図るため地方公営企業法の全部適用として事業運営を進めてきました。加えて、改定経営戦略に基づき、下水道事業の基盤強化を図るため、維持管理費の縮減に向けて農業集落排水の流域下水道への接続を進め、令和4年度の城内地区の接続完了により、平成27年から進めてきました統合事業がようやく完了しました。次なるステップとなる大和クリーンセンターの流域下水道への接続についても、県との調整を進めながら早期の事業着手に向け、取組を進めています。

しかし、使用料収入は水洗化人口の減少ですとか、節水機器の普及により今後も減少傾向は続くと思われており、厳しい経営状況が続くものと思われます。担当部署ではこれらの改善に向けまして水洗化率の向上や未収金対策、さらには国の交付金を有効活用しながらマンホール蓋の更新工事等による不明水対策に取り組んでおり、これらの事業が一定の成果を上げつつあります。

また、下水道事業は、市民にとって衛生面や住環境の整備という観点からもなくてはならない重要な事業であり、今では市民の重要なライフラインの一つとなっています。しかし一方では、人口密集度の低い当市のような地域において、雨水公費・汚水私費の原則のみで、この下水道事業を運営することは極めて難しいという側面もあります。このような厳しい経営環境の中ではありますが、先を見据えた積極的な経営努力を計画的に進めるとともに、経営の効率化に向けた努力の跡が見てとれる決算内容となっています。このことから多くの議員の皆様からのご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第85号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、不認定の立場で討論に参加させていただきます。

反対で今大きく2つあるのですが、料金。先ほど共産党の方もおっしゃっていた料金です。皆さんは上水道のほうは移行したことを評価されているわけですよね。より公平性になったと評価されているなら、下水道もそうするべきではないですか。上水道は使用量が少ない人たちには負担をあまり求めないような制度にしよう、評価するというのなら、下水道もそうするべきだと思うのです。

下水道も今基本料金がすごい高くて、10立方メートル以内の人たちは1,900円ぐらいもう自動的に取られて、ずっと単価が同じなのです。ずっと同じで、たくさん使うと単価が下が

ってくるのです。水を捨てれば捨てるだけ料金が下がるというのは、そういう自治体は県内ではここだけだし、全国的にも恐らくかなり珍しいと思うのです。普通はちょっとずつ単価が上がっていくのです。なので、ちょっと分からなくて、上水道は料金体系にして評価するという事だったら、下水道もすべきだと思うのです。それこそが公平なもの——一般家庭、独り暮らしの人が増えている中で、そういった人たちを守る体系になっていくと思うのですけれども、その検討が令和4年度は十分にされなかったことに関して私はまずおかしいと思います。

2つ目の理由が審議委員会にあります。審議委員会——令和4年度は新しいメンバーで4月から審議委員を始める、どういうふうな審議体制で始めるか検討された年でもありました。審議委員会があるそもそもの理由は、部長がおっしゃったように市民目線で語ってもらいたい。市民目線の話がしたいということですがけれども、なぜかJAさんとか商工会さんとかの団体に推薦をお願いするのです。

その結果、何が起こるかという、商工会さんとかなのでありますが、上水道とか下水道から事業を発注している業者さんが入ってきたり、推薦で来たりするわけです。水道に詳しいからという理由で推薦で来るのでしょうけれども、私が例えば事業者で、その事業の多くを市から仕事ももらっているメンバーだったとして、その審議委員会に行ったとしたら、なかなか市がこうやろうとしていることに関して、いや違うのだというのは私だったらなかなか言いづらいと思うのです。

だから、市民目線でやるということだったら、そういう団体から推薦を受けるのではなく、公募でいろいろな市民を——全員公募でなくてもいいのです。一人だけではなくて、もう少し多くの人を公募して、いろいろな人たちの意見を聞くような会議を検討できたならよかったなと思っていて、部長はそういった事業者が来てくれることで技術的なことが話せると評価されていましたがけれども、審議委員会の目的は技術的なことを話す場ではないと思うのです。技術的なことは皆さん知っているではないですか。技術的なことではなくて、市民目線で、えっ、使えば使うほど料金が下がるの、それおかしくない、という市民目線の話を出してることが目的だと思うのです。多分、審議委員会の人たちも、下水道のほうから、こういう珍しい料金体制ですよということを出されていないから、審議委員会の人もどれだけ分かっているのか——私は定かではないのですが、もう少し市民目線を取り入れて、そういった市民目線を取り入れていくことで料金体系も、独り暮らしのお年寄りが増えているという今の市の実態に合った料金体系に変わっていくと思うのです。

そういった料金体系、なぜ上水道が公平的に変わったことを皆さんが評価されているのに、下水道はこのままであることがいいのかとか、審議委員会のメンバーは本当にこういった団体の方たちから推薦を受ける形でいいのかとか、そういった面で令和4年度はなかなか皆さんの効果が最大限発揮されなかったなという思いで、反対の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 85 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで休憩いたします。休憩後の再開を 10 時 45 分といたします。

〔午前 10 時 27 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 45 分〕

○議 長 日程第 4、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 5、第 80 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 6、第 81 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第 7、第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、日程第 8、第 84 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上 5 件を一括議題といたします。5 件について、社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会に付託されました 5 件についての審査結果をご報告いたします。

期日は令和 5 年 9 月 6 日、委員長の出席状況は 7 名全員でございました。議長からも出席をいただきました。審査の内容であります。それぞれ関係いたします執行部より、部長、課長、説明員から出席をいただき、決算資料等の説明を受けた後、質疑を行い、審査をいたしました。5 件について簡潔に審査報告をいたしますが、少し時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

まず、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてでございます。令和 4 年度の国民健康保険特別会計は、当初予算では新型コロナウイルス感染症の影響により所得が低迷し、それに伴い保険税収が大幅に落ち込むという厳しい予測をしておりましたが、最終的にはそこまで落ち込まずに決算となりました。

本年度の決算額は、収入済額 54 億 5,727 万円、支出済額は 54 億 749 万円、歳入歳出差引額は 4,977 万円となり、翌年度に繰越しをいたしました。不納欠損額は 552 万円で、前年度比マイナス 1,204 万円、68.6%減となりました。

なお、収納率は現年度分の収納率を 97.6%と向上させ、トータルでは前年度よりさらに高

い2ポイント増の91.5%に改善されました。

支払準備基金は繰入れを行うことなく、利息分の積立だけをして、令和4年度末は1億6,106万円となりました。

一方で、徐々にコロナ禍から社会生活が戻っていく過程で、1人当たり療養給付費が4.9%の上昇と、昨年に引き続き大幅な伸びとなり、一方で被保険者数は4.9%の減少となりました。被保険者は75歳での後期高齢者医療制度への移行者が多く、さらに近年の制度で、社会保険への適用拡大があり、市全体の人口減少率よりも高い率で減少している状況でございます。

加えて、高齢化により必然的に保険給付費が上昇する傾向にあり、一方で一般的に高齢者は所得が減少するため、保険税収は減少傾向になります。1人当たりの療養給付費の伸びは、令和3年度決算の伸びはコロナ禍からの回復の表れだと分析いたしましたが、令和4年度の伸びについてはごく少数ではありますが、非常に高額な医療を必要とする人がおり、その分が全体を押し上げたことにより、高額医療費に影響を及ぼしたと分析しているとの説明がございました。こうした特殊要因もありますが、コロナ禍前の令和元年度からの3年間で10.2%上昇してきている状況でございます。

よって、今後は適切な課税と徴収、確実な制度の運用に加え、被保険者の健康づくりや医療費、薬剤費の低減に資する取組などを継続し、持続的、安定的な運営に努めたいとの説明がございました。

続いて、質疑応答になりました。特定健診の受診者の増加について、また、未受診者への受診勧奨について、不納欠損額の減少について、傷病手当金について、未就学児均等割保険料繰入金について、高額医療費について、国民健康保険証のマイナンバーへのひもづけの状況について、ジェネリックについて等との質疑がございました。答弁詳細については資料をご覧ください。(当日訂正発言あり)その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてでございます。本年度の決算額は、収入済額6億1,451万円、支出済額6億550万円となり、歳入歳出差引額901万円は翌年度に繰越しをいたしました。

被保険者数は令和5年3月末現在9,495人で、前年度比234人増と、平成30年度以来の増加に転じております。これは団塊の世代の移行が本格化し始めてきたものでございます。

保険料については、令和4年度は改定年に当たりましたが、前年同率と決定されたので、所得割率7.84%、均等割額4万400円で賦課徴収をいたしました。なお、年間の保険料の賦課限度額の上限額を64万円から66万円に改定がされております。

保険給付費は若干減少しましたが、件数は1,022件の増となりました。これは新たに2割負担の区分が導入され、その経過措置が設けられた影響ではないかと考えていると説明がございました。保険給付費全体では、前年度比プラス2億8,575万円、4.5%の増となっております。

人間ドックの助成については、令和4年度は186人で、前年度比29人の増となりました。高齢健診の実施人数は1,752人と、着実に回復してきておりますが、令和元年度は2,198人でありましたので、さらに伸ばしていきたいとの説明がございました。今後5年間で団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入となり、一気に被保険者が増加するため、引き続き広域連合と協力しながら適切な運営に努めたいと説明がありました。

その後、質疑応答を行い、窓口負担2割の制度の影響について、賦課限度額引上げの影響について、保険証の郵送についての質疑があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてでございます。本年度の決算額は、収入済額67億6,010万円、支出済額65億1,680万円、歳入歳出差引額2億4,330万円は、翌年度に繰越しをいたしました。

不納欠損額は63万円、前年度比マイナス119万円、65.5%減となりました。不納欠損処分については、令和4年度は20人の該当者があり、その処分理由については生活困窮が一番の理由となります。保険料滞納に対する保険給付の制度等の状況については、滞納期間により処分内容が異なっており、2年以上の滞納者は令和3年度の7人から、令和4年度は5人と減少いたしました。

施設整備状況については、第8期介護保険事業計画による施設整備により、認知症対応型共同生活介護が新設、開設となりました。また、坂戸楽生園では増床部分を稼働させるため、既存施設と連携する工事を行い、既存施設利用者の個室部分が渡り廊下に改造されたため、特別養護老人ホームの定員が1名減となりました。

そのほか2事業所が再開、1事業所が休止、3事業所が廃止となりました。事業所が休止や廃止となる場合は利用者に負担がかからないよう、ほかのサービスやほかの施設につなげるように指導を行っているとの説明がございました。

特別養護老人ホーム待機者の状況については、人数は少しずつ減少してきております。年間特別養護老人ホーム入所者数は約170人であり、待機者は1年で約50%以上が入れ替わっていることとなります。待機期間は、月の入所者の待機期間中央値で1年1か月から4か月の中で推移しており、昨年度とほぼ変わっておりません。なお、この数値の中には5年以上の待機者も含まれているとの説明がございました。

続いて、質疑応答になりました。居宅介護サービスの給付費減少について、休止や廃止した事業所の要因について、要介護の待機者減少について、介護人材確保緊急支援事業・介護人材確保緊急5か年事業の成果について、介護保険保険者努力支援給付金の増について、食の自立支援事業委託費の減について、成年後見人制度の状況について等々の質疑がございました。答弁詳細に関しましては資料をご覧ください。(当日訂正発言あり)その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案 令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてでございます。城内診療所は、令和5年4月よりこれまでの城内診療所特別会計から南魚沼市病院事業

会計に移行したことから、令和5年3月31日での打切り決算を行いました。

本年度の決算額は、収入済額1億930万円、支出済額9,164万円であり、歳入歳出差引額1,766万円は地方公営企業法の規定により、南魚沼市病院事業会計へ引継ぎをいたしました。

なお、一般会計繰入金は4,950万円との説明の後、質疑応答になりました。収入未済額の処理について、外来患者の割り振りについて、外来患者数についての質疑がございました。答弁詳細は資料をご覧ください。(当日訂正発言あり)その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、第84号議案 令和4年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてでございます。経営の健全化を示します経常収支比率は、大和病院事業で前年度比3.2ポイント減の102.2%、市民病院事業で前年度比3.8ポイント減の95.1%、病院事業合算で前年度比3.2ポイント減の96.8%でございました。

次に、一般会計繰入金を差し引いた修正医業収支比率については、大和病院事業は前年度比0.1ポイント減の89.1%、市民病院事業は前年度比2.9ポイント増の85.3%、病院事業合算で前年度比2.1ポイント増の86.2%と改善いたしました。

これは例年、市民病院事業は資本的収支を含め10億円近く一般会計の繰入れを受けておりましたが、経営改善の取組により、令和4年度の一般会計繰入金総額は8億574万円と、約2億円の削減を達成することができ、経常収支比率は減少しているものの、修正医業収支比率は上昇していることから、本業である医療収益の改善が図られていることが分かります。

病床稼働率については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降、市民病院事業では稼働率が落ち込んでおりましたが、令和4年4月から地域包括ケア病棟の運用を開始したことにより、前年度比3.6ポイント増の80.2%と改善しました。大和病院事業では、新型コロナウイルスの院内感染により、一時的に入院制限を行ったことから、0.5ポイント減の89.8%となりました。病院事業合算では、前年度比2.6ポイント増の82.5%となりました。

収益的収支については、大和病院事業では、外来患者数は4万7,173人で、1日当たり161人、入院患者数は1万4,743人で、1日当たり40.4人でございました。医業収益では、外来患者数の増により外来収益は前年を大きく上回ったものの、入院収益及びその他医業収益はほぼ前年並みとなり、全体では前年に比べ2.5%増となりました。

介護保険収益では、介護支援専門員の退職に伴い、前年度比15.8%減となり、医業外収益では他会計補助金が大幅に減額となったものの、新型コロナウイルス感染症の入院患者の受入れに関わる県補助金が大幅増となったことに、前年度比3.9%減にとどまりました。

医業費用では、認知症疾患医療センターの移設に伴う給与費の増や、原材料やエネルギー価格の高騰等により、前年度比2.6%増となりました。

医業外費用はほぼ前年並みであり、大和病院事業の総収益は、前年度比1.3%増の14億3,370万円に対し、総費用は2.5%増の14億288万円となり、当年度純利益として3,082万円を計上することができました。



市民病院事業は、外来患者数 13 万 602 人、1 日当たり 463.1 人、入院患者数 4 万 976 人、1 日当たり 112.3 人でございました。

医業収益では、心臓カテーテル検査・治療を開始したことや、第 3 病棟を地域包括ケア病床に転換したことなどにより、入院収益が大幅に増え、外来収益、その他医業収益を含め全体では前年度比 8.4% 増となりました。

介護保険収益では、近隣の介護保険事業所の縮小に伴う依頼件数の増大により、前年度比 7.2% 増。医業外収益では、他会計補助金の大幅な縮減などにより、前年度比 32.4% 減となりました。

医業費用については、職員数増に伴い給与費増、物価高騰や心臓カテーテル検査・治療の材料費増、エネルギー価格の高騰、減価償却費の減などにより、前年度比 4.7% 増となりました。

医業外費用は課税支出額増により、前年度比 13.7% 増となり、その結果、市民病院事業の総収益は 42 億 2,624 万円、総費用は 43 億 8,009 万円となり、当年度 1 億 5,385 円の損失となりました。

健友館事業については、収益は前年度比 0.1% 減の 2 億 9,899 万円でありました。住民健診等収益と事業所健診収益は、受診者数の減少に伴い収益も比例して減少しましたが、人間ドック収益は、前年度比 223 万円増の収益を確保いたしました。

費用は、前年度比 0.6% 増の 2 億 5,385 万円となりました。職員数の減により給与費は減、材料費は検査試薬等の価格の上昇により増、経費も旅費や光熱水費の増加により増、減価償却費は令和 3 年度に健診機器の更新により償却費が増となり、その結果、収支差引額は 4,513 万円と当年度純利益を確保しております。

受診者数は、前年度と比べ 283 人減少し、1 万 2,356 人となりました。人間ドックはほぼ同数でしたが、住民健診と事業所健診の受診者数が減少しました。これは事業所健診の日数が 6 日減少した影響が出たものであると説明を受けた後に質疑応答になりました。

病床稼働率について、地域包括ケア病床の今後の課題について、居宅支援サービス計画収益の減について、在宅医療推進センターについて、非常勤医師について、医師派遣委託先と成果について、経営コンサルタント委託と経営強化プラン作成業務委託の内容と成果について、医師の働き方改革について、市民病院の玄関庇建設工事請負費について、訪問介護ステーションについて、小児科について、大和病院の老朽化について等々、活発な質疑応答となりました。答弁詳細については資料をご覧ください。(当日訂正発言あり)その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました 5 件についての審査報告とさせていただきます。

○議 長 5 件を一括して、社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 大変失礼しました。答弁詳細は資料がないので、ご覧くださいという発言は訂正させていただきます。大変失礼しました。

○議 長 第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に、反対の立場で討論に参加します。

令和 4 年度は消費税 10%の負担感が以前尾を引く中、一向に収まらない新型コロナウイルス感染症拡大、加えてロシアによるウクライナ侵攻に端を発した物価高騰が市民生活を圧迫しました。それに対して賃金も年金も上がらず、出口の見えない経済状況に誰もが疲れ果てていた一年だったと言えるのではないのでしょうか。加えて、この秋から導入が予定されているインボイス制度が実施されれば、ますます経済状況の悪化が懸念されます。

令和 4 年度国民健康保険決算資料によれば、令和 2 年度、令和 3 年度に引き続き国民健康保険加入者は、世帯数、被保険者とも連続減少し、65 歳以上の前期高齢者が 52%強となっています。制度発足当初は自営業者、農家などの加入者が多かった国保も、65 歳以上が半数を超え、年金生活者などの無職や非正規労働者などの低所得者が多くなっています。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は全て国民健康保険に加入することになっています。

しかし、国保税の負担額は協会けんぽ加入者と比べて 1.5 倍から 2 倍近くに上り、特に低所得者にとって耐え難い負担となっています。年金だけで暮らせず、自分の運転に不安を抱えながら仕事に通っている高齢者がたくさんおられます。もちろん社会保険に加入させてもらっている方はほとんどいません。そして、こうした方はよくよく具合が悪くならなければ受診しません。命に関わる問題であり、病気の早期受診、早期発見による医療費抑制の観点からも大きな問題です。

昨年 4 月から未就学児の均等割の 5 割軽減が始まりました。これは不十分とはいえ、大きな一歩だと喜びたいとも考えますが、子育て世帯の負担は未就学児より上の子供の世帯が大きくなっています。少子化対策、子育て応援の立場からも対象年齢の拡大と、半額ではなく全額公費負担を国に求めるべきです。

国保制度は一地方自治体の努力で解決できる問題ではなくなっています。しかしまた、それほどに深刻であるからこそ、福祉の機関である市町村が努力すべき課題ではないでしょうか。出産育児一時金の制度は、少子化対策、子育て応援の施策として大いに評価したいと思いますが、こうした積極的施策と併せて子供の均等割を廃止することを国に求め、市として

も保険料軽減するための独自の努力をしてこそ、子育て支援のメッセージが市民に伝わり、市民の市政に対する信頼や協力も得られるものと考えます。

この点を明確にし、今年度の予算執行及び令和6年度の予算に反映いただくことを求め、令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定への反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは未来創政会を代表いたしまして、第79号議案の認定に、賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

まず、令和4年度ですが、これは先ほど川辺議員が言われたとおりコロナ禍にあって大変だった時期だと思っております。そしてそれと同時にコロナ禍の中でも、少し皆さんが外に出ようと前向きな姿勢が出た年だと思っております。そのせいだと思いますが、給付費はかなり伸びています。これは恐らく受診控えがなくなったことであろうという推測がなされていますが、私もそう思います。このこと自体は、受診控えがなくなったこと自体はいいのですが、国保の財政的には厳しいものがあつたように思われます。

その中で私は、令和4年度の決算を見させていただき、また委員会の中の審査を傍聴した結果、この決算は認定されるべきと思われまふ。理由といたしましては、まず、特に際立っておかしい点がないということです。予算の執行は滞りなく行われたと思っております。唯一保健指導、特定健診などが少し数値が下がっていますが、これは令和3年度が令和2年度のを引き継ぐという特例措置が行われたという件であり、それは多少下がるのはやむを得ないと思っております。

その他、ジェネリック薬品等についても、今ジェネリック薬品の製薬会社等のスキャンダルもありまして、なかなか厳しい中、続いていると思っておりますが、その中でも頑張ってきたと思っております。またレセプト点検員等、様々な結果を見るにあたって、私は今回は認定を阻害する要件はないものと判断いたしました。

令和5年度が今9月まで続いています、令和6年度の予算もそろそろつくられる頃だと思っておりますが、委員会の中の審査の中で、また本会議の中で出た意見、質疑を参考にされて、ぜひとも令和5年度は適正な給付費を維持したまま、そうすることがかえって被保険者の税率負担の軽減につながるものだと思っております。軽減は難しいかもしれないけれども、これ以上負担が増加しないように、執行部にはぜひ頑張りたいという思いを込めて、認定に賛成するものでございます。多くの議員の方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第79号議案 令和4年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

今ほど来話がありましたように、令和4年度も新型コロナウイルスが第7期、第8期と猛威を振るった年度でありました。現在は感染症法の分類は2類から5類となり、社会の雰囲気も感染が一時期に比べ落ち着いたようにも感じられますが、いまだ収束となったわけではなく、第9波に入り、新たな変異株も確認されるなど、また感染者の増加傾向も見られています。

新型コロナウイルスの感染対策には、国を挙げての医療体制と各種支援によって、今まで何とか乗り切ってきた経緯につきましては言うまでもありませんが、ただその根底には国民皆保険制度と国民の健康意識が大きいと私は思っております。

国民健康保険は、先ほど反対者の発言にもありましたが、私もここでいつも言っていることでありますけれども、現行国保制度の基本的な部分でありますので、またこの場で少し触れさせていただきますけれども、この国民皆保険制度の根幹であります。ご承知のとおり、もともとは、先ほども話がありました自営業者や農家の人たちを主体とした医療保険でありまして、低所得者、高齢者も多いという構造的な問題を抱えています。したがって、被保険者の税負担は大きく、市は以前は法定外繰入れをしながら、国保税上昇を抑えて運営した経緯があります。

全国各自治体も状況は同じであり、単独での国保運営は厳しく限界となりまして、平成30年度に国保の運営主体が市から県に移り、南魚沼市だけ国保が高いということではなく、ある程度県下平準化された中で現状があるということが大前提でありますので、少し触れさせていただきました。

そこで、では当市の令和4年度国民健康保険特別会計決算はどうであったかでありますけれども、総論的には、令和4年度当初予算では支払準備基金から6,000万円を繰り入れ、国保税率を上げない予算組みでありました。決算では支払準備基金の繰入れなしで、税率据置きとなりましたが、国保加入者の減、国保税収入の減、収束しないコロナ禍等で、結果、数値から見える以上に、厳しい国保運営、会計だったと思います。

細かな数字は省略いたしますけれども、少し各論的に触れますけれども、高齢化が進めば医療にかかる機会が増え、医療費の増、扶助費の増につながることから、国はそのリスクを軽減するために予防事業の実施を求めています。交付金の中に含まれますので、具体的数値としては見にくい部分になるのですが、その一つが保険者努力制度であります。それに向けた取組。そしてまた第2期データヘルス計画に沿った効果的な取組や、先ほども言いました、引き続きジェネリック医薬品の普及などの医療費適正化に向けた取組の継続。そして健康ポイント制度の事業継続。コロナで落ち込んだ特定健診、特定保健指導におきましては、特定健診受診率向上支援事業にも取り組むなど、病気予防、医療費抑制の努力が委員会の審査の中でも感じられたところであります。

さらに収納率でありますけれども、これは委員長も触れておりましたけれども、11年連続で上昇いたしまして、現年課税分は97.6%に、そして滞納繰越分を含めても91.5%になりました。少しでも負担を軽減するための努力として大きく評価するものであります。

加えて、令和4年度は税率を据え置いた運営を行い、決算時点で結果として1億6,100万円の基金残を出したことは、次年度の国保税の上昇を抑制する財源、新たな感染症や予期せぬ医療費増の財源として、またそれらを含めまして国保会計の安定的継続の面からも評価するところであります。

ただ、懸念するところは、団塊の世代が75歳になりまして、先ほども話が出ましたけれども、国保から後期高齢者への移行が始まっております。国保加入者がさらに減り、国保税収が減ることが考えられます。国保の構造的問題も加えて、県運営での平準化が高いレベルでの平準化になるという心配がありますが、この辺については次の段階として単に県が主体になるのではなく、自治体の大小もカバーできるような制度的な統一、あるいは額的な統一も含め、国は検討を進めているということでありました。今後の推移を留意する必要がありますけれども、そういうことであります。

以上のことから、令和4年度国民健康保険特別会計決算認定につきましては、評価できる努力と実践を私は感じているところでありますので、本決算については賛成したいと思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第79号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第79号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第80号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第80号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は75歳になると自動的に家族とは別枠の医療保険に強制的に囲いこまれ、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法と言われております。うば捨てとも言える制度です。

厚生労働白書は、社会保障は生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するとありま

すが、後期高齢者医療制度は、全くその逆の制度であると言わなければなりません。75歳を過ぎてもなお、生きがいのためではなく、食べるために働かざるを得ない方がたくさんおられます。度重なる保険料の値上げは高齢者の暮らしを圧迫し、ただでさえ少ない年金から強制的に天引きされ、生きていけないと高齢者の怒りを買っています。

その上さらに医療費窓口負担は原則1割を、所得によっては2割負担に引き上げられました。このどこが、社会保障は生活上のリスクを軽減し、社会への安心を提供するものと言えるのでしょうか。差別と負担増の制度を廃止し、年を取っても安心して医療が受けられる制度となるべきです。国の制度であり、市の役割は適正に管理、運用することにあるとの主張がありますが、市民いじめの制度に対し、異議を唱えることも地方議会の役割であると考えます。

あわせて、地方自治体の真の役割は国の悪政から市民の命と暮らしを守ることであることを訴えて、反対討論といたします。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

**○田中せつ子君** それでは、第80号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加いたします。

決算額は、歳入総額6億1,451万円、歳出総額6億550万円ですが、単年度収支は198万円の赤字でありました。まず、課題については4点指摘をいたします。

1つ目、保険基盤安定繰入金と一般会計繰入金が歳入額の22.7%になっていますが、前年度の実質収支黒字額を控除した単年度収支は赤字になっています。

2つ目、滞納繰越分の収納率は30.6%と1.9ポイント上昇いたしましたが、収入未済額の合計は196万円と、前年度比で24万円増えました。

3点目、年度末の被保険者数は9,495人で、前年度より234人増加し、保険給付の状況では、入院の保険給付費が前年度より3億884万円も増加いたしました。

最後4点目、令和4年10月から窓口負担の変更があり、7月には通常の保険証を送付し、9月には再度、変更のない8,017人にも再送したため、郵送料が前年度より約80万円多くかかっています。

次に評価できる点は3点です。まず1点目、10月に窓口負担の変更がありましたが、2割負担になった人には1か月3,000円までに抑える激変緩和措置が講じられました。

2つ目、コロナ禍でも感染症対策に力を入れ、人間ドックと高齢者健診は前年度比で131人実施者が増えました。

3つ目、敬老会の開催や老人福祉センターの利用は、徐々にコロナ禍以前に戻りつつあり、高齢者のコミュニティ再開が健康づくりに重要であるとの再確認につながりました。

総論としましては、後期高齢者医療保険は国の制度であり、75歳以上の後期高齢者が急増する中で、いかに個人負担を抑えたまま必要な人に必要な医療を提供し続けるか、安定的に保険制度を継続するかは難題であります。昨年の窓口負担が2割になっても、1割負担が

8,017人で、84.4%と圧倒的に多く、高齢者に対し負担軽減される優遇制度であることは変わりません。市でできることは予算を適正に執行し、高齢者健診等の受診率向上と健康づくりへの保健事業や重症化予防の保健指導を確実に実施することです。

全国の100歳以上の人口が9万人を超えたと報道されました。当市も100歳以上が114人ということです。人生100年時代の保険制度の課題は、国が責任を持って見直しをし、持続可能な医療保険制度となるよう期待します。市はそれに対しきちんと準備をし、予算を執行しなければなりません。

市の決算については課題はあるものの、コロナ禍で激務の中でも精一杯の努力が認められるものと評価し、認定すべきと判断して賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第80号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第80号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

介護保険制度は、2000年4月に家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、おまけに利用料が発生することから利用控えもあり、本当に必要な介護サービスが受けられないことが実態で、真に介護を社会で支える制度になっているとは言えません。

あわせて介護が必要となり、自宅で暮らすことができなくなっても、受け入れてもらえる施設がないという深刻な課題も残ったままです。この課題をさらに深刻にしているのがマンパワーの不足です。介護保険制度の導入によって、介護施設の建設は随分と進みました。しかし、スタッフがそろわずに開設できないとか、スタッフが退職しても補充できず、休まざるを得ないなどの事態が起きています。開設したが、撤退する施設も出ています。

市が、介護職員確保と養成のための財政措置を取っていることは高く評価するものです。市のこの政策は好評で喜ばれていますが、求められている人数を確保するまでには、残念ながら至っておりません。人員不足の大きな要因は労働環境です。きつい仕事であるにもかかわらず、介護スタッフの皆さんは誇りを持って働いてくださっています。

しかし、介護労働者の平均賃金は全産業平均を10万円も下回っており、長時間、過密労働が身体と心、場合によっては家庭にも大きな負担となり、誇りを持ちながらも離職せざるを得ない方もいらっしゃいます。こうしたことがさらなる介護現場の人手不足を生む悪循環に陥っており、それが制度の基盤を脅かす重大な事態となっています。

政府も賃上げの必要性を認め、介護報酬の引上げを決めましたが、あまりにもわずかです。おまけに、場合によってはそのことが利用者負担につながるという、問題解決には程遠い内容です。担当課の職員も介護現場の方たちも決められた制度の中で、意思疎通を図りながら、きめ細かな対応と努力をしてくださっており、感謝しているところですが、限界があります。

打開の道は思い切った財政措置を取ることです。利用者負担につながることなく、事業者がしっかりと正規、非正規にかかわらず、思い切った処遇改善に踏み出せるような介護報酬の引上げが喫緊の課題です。介護保険制度を、スローガンどおりの家族介護から社会で支える介護へ、必要な介護が保障される制度へと改革していくことが求められています。安心できる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国負担分を直ちに引き上げることこそが問題解決の抜本的な方策です。

こうした立場から、自治体としても独自の対応が求められます。そしてそのことが頑張っている介護現場、あるいは市の担当職員を励ますことにつながると考えますが、令和4年度決算ではそうした姿勢は残念ながらありませんでした。令和5年度の財政執行、及び令和6年度の予算編成においては、人材確保へのさらなる対策と努力をお願いするとともに、国、県とも連携し、高い介護保険料、利用料軽減のためのさらなる施策展開を求め、令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についての反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加いたします。

決算額は、歳入総額67億6,010万円、歳出総額65億1,680万円。単年度収支は9,541万円の黒字となりました。まず、決算の特徴について5点指摘いたします。

収納率は0.1ポイント上昇し、収入未済額は前年度比3万円減りましたが、568万円と高額な残高となっています。

2点目、不納欠損額は63万円で、主な理由は無財産と生活困窮となっています。

3点目、前期高齢者の割合が高かった影響で、要支援1から要支援5までの介護認定者数は3,492人で、前年度より129人減少しました。

次に、特別養護老人ホームの待機者は286人と減少傾向にあり、居宅介護と地域密着型サ



ービスへ介護ニーズの変化が見られます。

5点目、介護人材確保緊急支援事業は12人、介護人材確保緊急5か年事業は54人と、対象施設や支援内容を拡充し利用人数は増えていますが、ケアマネジャーや介護人材不足は続いています。

総論としましては、人口減少と高齢化が進む中で、介護保険会計は国民健康保険会計を超える特別会計の中で最高規模になっています。今後は団塊の世代が後期高齢者へとシフトし、介護サービス需要が高まることが予測され、多様な介護ニーズに応えるにはますます介護人材確保が重要になります。

しかし、高齢化が加速する地方自治体で、介護人材確保は難しい課題であります。しかしながらこの介護保険制度は、安心して年齢を重ねるためになくしてはならない保険制度として定着しています。安定的、継続的な運営が求められます。そのためには介護予防と重症化予防が重要になります。幾つになっても自分の健康は自分で守ろうという、市全体の健康づくりを盛り上げる介護予防事業に期待します。

コロナ禍でも予算を適正に活用し、筋力づくり教室やふれあいサロン、認知症サポーター養成など、多くの取組が実施されたことを評価し、認定すべきと判断して賛成するものであります。

**○議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** 第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、不認定、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど賛成討論者——結構多くの方が言うのですけれども、「期待します」と言うではないですか。決算って期待するかどうかではないと思うのです。効果がどうだったかということです、効果。市民全体で介護予防をやっていきます、盛り上げます、筋力づくりサポーターにいろいろやりましたとおっしゃいましたけれども、筋力づくりサポーターは目標値の半数以下です、受けた数が、人数が。サポーター養成講座は今申込者が少なく中止しています。そういった効果がどうだったかを私たちは検証して、どういった反省点があって、次の令和6年度に生かせるかを話しているので、期待するかどうかは予算審議でやったほうがいいのではないかと思うのですけれども。

人生100年時代で、いつも私の父親の理念を出されます。予防なき医療はとか、何か予防があつてこそその医療だというような私の父親の理念を出されることが多いのですけれども、それで人生100年時代で健診施設を造ろうとされていますけれども、市民全体で介護予防を盛り上げていくことも予防の理念になっていて、筋力づくりサポーター教室、私はいつもこれにこだわっていますけれども、これは物すごい評判がいいのです。すごい評判がいい。地域を回っていて本当によく、いい声を聞いていて、本当に皆さん頑張っていらっしゃると、ここはすごい評価しているのですけれども、だからこそやってほしいのです。

養成講座が中止されています、それで予算のときに反対討論でしっかり、魚沼市ではこう

されています、もっと予算をつけられませんかと言っていて、そこへ市長部局とどういうふうなやり取りがあって、こういう方針になったかというのが審議のときに見えなかったのです。

大綱質疑でも明確な答弁がなかったし、社会厚生委員会での審議でも、養成講座は何で中止になっているのですか、何で申込者が少ないのですかという質問に対して、課長が後で答弁しますと言って最後にやったけれども、課長が答弁できずに、部長が参事の方に答弁できるかと言って、参事も答弁できなくて、後ろの主幹の方が結局答えて、うまく分析できていませんということになるのですけれども。

そこは反対討論でも出ているし、大綱質疑でも出ているのだから、しっかり上がこういう方針で行きますと、予算をつけるなら予算をつける。目標値を下げるなら目標値を下げる。コロナで人と人との関わり合いが減っていく中で、こういった筋力づくりサポーター教室こそ予防の最前線だということで予算をつけて、目標値を絶対達成するのだという方針を出してこそ、末端にいる人たちが仕事がやりやすいと思うのです。

上の人たちが答弁を保留して、一番下の人たちに答弁させるような状況ではなかなかうまくいかないと思うので、ぜひ、このすばらしい事業——筋力づくりサポーター、そしてふれあいサロン、皆さん本当によくやっております。こここそ、今必要な事業だと思うので、ここをどうにかしてください。令和4年度は、ここをどうするかということがしっかり検証されなかったという思いで、今回は反対討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、お話しさせていただきたいと思います。

私はこの一言だと思います。人材不足の中で、本当に人手が足りない、足りないというふうな施設の言葉があります。それに対して、市もいろいろと提案したりもしていますけれども、なかなか現実的なもので足りないところもあるかもしれません。

私は単純に思うのが、介護保険がなかったら、では皆さん働けますか、仕事ができますか——できないのですよね。家で介護できる人もいれば、できない人もいますよ。それでも、私はこの介護保険というのがあるので、非常に市民の多くは助かっていると思います。やはりその介護保険の仕事をするに当たって、やはり市のほうだって、いろいろな道、ラインを決めて、道路整備を——簡単に言えば道に例えますけれども、行き先を決めて、介護保険の目標はここにするというのがありますけれども、その中には例えば、時には道路が壊れたりとか、くぼみが——甘かったとか、いろいろなところもあると思います。

でも、本当に市民の多くは介護保険があって、施設に入っている人、施設に通っている人、働いている人、しんどいところはあるかもしれませんが、助かっていると思いますので、大きな視点を持って、私は大きな視点、そして現実を見て、私はこの決算認定について、賛成の立場で討論とさせていただきます。皆様からの賛成をお待ちしております。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 81 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 81 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 44 分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 15 分〕

○議 長 第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 84 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 84 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、不認定の立場で討論に参加させていただきます。

最大の反対理由は、市内にある豊富な医療資源をどう有効活用するのかというビジョンが

令和4年度は見られなかった。大綱質疑で、令和4年度に基幹病院、市民病院とどういった連携を図るのか、総合計画に書かれている病病連携をどう進めるのか、に関しての答弁がちょっと弱かったというか、なかなか紹介、逆紹介の数を今後どうしていくのかとか、これで今満足されているのかとか、何で受け入れる患者の数は増えているのに、こちらから紹介する、明け渡すのが長いスパンで減っているのかという部分で、ぜひ、ビジョンを示していただきたい。

もう何度も言うのですけれども、南魚沼市は県内で4番目に10万人当たりの医師数が多いのです。233人です。魚沼医療圏は確かに少ない。でも、津南とかは70人、魚沼市、湯沢町とかも100人台なのです。南魚沼市は233人、これを言うたびに皆さんが言うのは、基幹病院があるでしょう、基幹病院はカウントされないのだよと。それだと基幹病院にととても失礼な話だし、全国的な統計方法でこれをやっているのも、もし、皆さん独自の統計方法があればそれを見せていただいて、では基幹病院の医師数は含まない、南魚沼市は今何人で、あと何人必要なのかを皆さんも示してください、医師不足と言うなら。

今233人です。でも、この・・・を含まないから、あとこの分野で医師がこれくらい必要ですというビジョンを示さないと、何が起るかということ、医師だけが増えているのに、今看護師が減っているのです。これはどういうことか分かりますか。医師が増えているのに看護師が減っている。令和3年12月に看護師を増やすために条例改正しているのに、そのときよりも看護師が減っているのです。ビジョンがないと、結局どれぐらいの看護師が必要で、どれぐらいの医師が必要でというのがないと、現場が混乱してくるのです。看護師の方たち、今とっても大変な職場環境にさらされています。これは私、言いたくなかったのです、身内が働いているので。でも、客観的なデータが出ましたので発表いたします。

令和4年9月に組合が市民病院の職員にアンケートを実施しております。対象101名、回収率55%のアンケートです。これによると、年休を十分に取れていると思っている職員が4分の1だけです。あまり取れていないという人が4割、年休があまり取れていないという人が4割です。

最近1年間でハラスメントを受けたことがあると言った人は、何回もあるが2割、少しあるが25%、つまりある人が45%もハラスメントを1年間で受けているのです。パワハラかセクハラのどちらか。最近1年間で周囲でハラスメントを受けているのを見たことがある人が、少しある、何回もあるを合わせて全体の5割、もっとすごいがあります。

2022年4月以降になってから、現在の職場を辞めたいと思ったことがありますか。半年で——去年の9月にアンケートを取っていますから——半年で職場を辞めたいと思ったことがある職員、全体の48%、2人に1人です。この状況で果たして市民病院の掲げる命を守るといふ医療というのは達成できるのですか。医師不足、医師不足、医者を増やせ、医者を増やせ。そうするともちろん看護師の業務は増えます。当然ですよ。でも、看護師は減っているのです……（何事か叫ぶ者あり）なので、医師不足と言うときにぜひ気をつけてください。皆さんがデータなしに医師不足と言いつけることは何が起るかということ、医師だけが増え

て現場の人たちが減っていったら、現場の人たちが大変なのです。それによって命を守るといふ大前提が崩れていくかもしれない。

なので、医師不足というならまず 233 人、南魚沼市。でも、カウントされないから、この分野では少ないので、この分野があと何人必要と行ってください、ぜひ。今回、一般質問でも 5 人ぐらいの方が医師不足について質問されましたけれども、ここはとても大事なところなので、必ず行ってください、233 人。新潟日報さんもぜひ、南魚沼市 233 人……

○議 長 傍聴者に対しては、発言を控えてください。

○黒岩揺光君 なので、まずですね……

○議 長 嚴重注意ですよ、本当に。傍聴者に対してそんなことを言うのは。

○黒岩揺光君 労働環境の改善をぜひ進めていただいて、基幹病院と市民病院、どういうビジョンでやるのか、どういった患者を受け入れて、どういった患者を基幹病院でやってもらうのかというビジョンがあって、現場の人たちも私たちはこういう方向に向かっていくのだ、こういう患者さんは受け入れるのだ、そういったモチベーションにつながっていく、そして労働環境がよくなっていく。

私は傍聴させていただきましたけれども、社会厚生委員会での審議で、皆さんはいつもたくさんで来るではないですか。12 人ぐらいで来られましたよね。今回も 12 人で来られました。執行部が座る席は 2 列ありました。まず前に 4 人座ります。外山さんが中央で 4 人座って、後ろに 6 人座って、職員 2 人が壁のほうに座りましたよね。私それを見たときに、何で 6 人、6 人で一緒に座ろうとしないのかが分からなくて……（「関係ないじゃないか」と叫ぶ者あり）ぜひそういった……（「関係ないでしょう、並び方なんて」と叫ぶ者あり）（「続行しろ、続行」と叫ぶ者あり）

○議 長 静粛に、静粛に……静粛に。

〔「決算討論」と叫ぶ者あり〕

○黒岩揺光君 ぜひ、ワンチームでやっていただければと思います……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 静粛に。

○黒岩揺光君 そういった態度を見ると……（「決算討論」と叫ぶ者あり）大丈夫なのかなと思ってしますので……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 静粛に、静粛に。

○黒岩揺光君 本当に……（「あなたが私に……」と叫ぶ者あり）

〔「議長、仕切って」と叫ぶ者あり〕

○議 長 管理者。

〔「はい、失礼しました」と叫ぶ者あり〕

○黒岩揺光君 ということなので、こういう状況なのでぜひ、職場環境の改善を、令和 4 年度は必要な職場環境の改善が見られなかったと。ぜひ、そういったことで最大限の効果が発揮できたか甚だ疑問ですので、令和 4 年度の会計には不認定の立場で討論とさせていただきます

きました。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 1 番議員、傍聴者に対しての発言というのは注意しますけれども、取り消しますか、どうしますか。自分の判断で。

〔「取り消しません」と叫ぶ者あり〕

○議 長 続きまして、原案に賛成者の発言を許します。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、令和 4 年度病院事業会計決算認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

ちょっと一般会計でも話しましたけれども、コロナでご苦労さまでした。どういうふうな患者さんが来るか分からない中で、非常にいろいろな予定——家族との予定も立てられない中で、病院スタッフの皆様、頑張っていたと思います。まずこういう点で私は——今も見てみてください。病院関係者というのはみんなマスクをしているのですよ。介護の部長だってそうだし、介護保険課長だってそうです。

私この間、病院に行ったときに、本当マスクをしないで行って、マスクを持っていないやと、少しまだ自分の認識——病院に行くときの認識の誤りというのを感じさせてもらって、病院というのはやはり違う。いろいろなところで神経を使っているのだなという思いがありますので、こういう点からも私はやはりコロナは終わったというふうな認識もある点もあるのですけれども、まだ続いている現実というのもあるので、これからも人不足とかあるかもしれないし、非常に難儀な点もあると思います。

そしてこれからは医師の働き方改革、こういう点について、また今新たな山場を迎えておりますけれども、これに向かってしっかりと市内の市民を守るということを、よい職場になるようにもという視点で、まず賛成討論の一つの理由とさせていただきます。

また、私はこういうふうに思います。何を言うのがいいのかなと思ったのですけれども、医師数が南魚沼は多いという話に関してです。私はこれが一番、説明しやすいかなとか思ったのですけれども、では南魚沼の公務員数は人口 1 万人当たりどうでしょうか。ちょっと私その数字を今持っていないのですけれども、南魚沼に公務員さんというのは、例えば市の職員もいます、病院の職員もおります、小学校、中学校、高校の職員さんも公務員です。そして、県の職員さんも公務員です。法務局だって職員です。いろいろなところで職員さんがいます。では、南魚沼の 1 万人当たりの公務員の人数ってどうなのでしょう。湯沢町に比べたら多いのではないですか、きっと多いと思いますよ。私がこれちょっと間違えているかもしれないですけども、データを持っていないので。

ただ、イメージとして私は、公務員という職場でいえば人数は多くなるかもしれませんが、それぞれの人たちがそれぞれの部署、仕事に対して一生懸命頑張って違うことを——例えば医師で考えれば、同じ医師かもしれないけれども、圏域を見守るという点では、広いところで見ているわけです。私はこういうふうに置き換えて、決して医師数が南魚沼は、

統計学上のそういう数字でこれを議論するというのは、私は少し違うのではないのかなという思いがあります。私はそういうふうに思います。それをグチグチ言うというのは非常に残念であります。

[笑い声あり]

○議 長 静粛に。

○牧野 晶君 看護師さんが減っているという話もされていますけれども、看護師さんだって減っているかもしれませんよ。いきなり討論でブツブツ言うのであれば、それをちゃんと質疑の中で話をすればいいではないですか……（「しているでしょう」と叫ぶ者あり）先ほどの話を。全然違う視点で言っていましたと私は考えております。私は……何を笑っているのですか。私は非常にもっと一人一人の職員さんが働きたくなる、元気で笑顔になるように、私はそういう視点で、市民は応援しているのですから、決して……ちゃんと人を尊重して、職員一人一人を尊重して、しっかりとした目で見えていくべきではないのかなという思いがあります。

こういうふうにも思います。医師1人、では1万人当たりの医師の数、南魚沼は多い。では、看護師さんの南魚沼の1人当たりの数ってどうなのでしょう。基幹病院だってカウントされますよね。どうなのでしょう。私はちょっとその数字を今持っていないので言えませんよ。私は言えませんけれども、そういうところをちょっと私は非常に、そのところを切り取ってやるというのは、非常に残念です。

冷静にやっているつもりでしたけれども……冷静にやっているつもりですけれども、ちょっと熱くなったところもありますが、本当に今回、市の提案してきた決算認定の最後の案件であります。この場に立たせてもらえることを、歩む会代表として私はうれしくも思いますし、歩む会代表として賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 第84号議案 病院事業会計決算認定について、賛成の立場で参加させていただきます。

正直なところ、原稿等は書いてきませんでした。でも、あまりにも今のいろいろの反対者の話を聞いておきますと、出ないわけにもいかない。社会厚生員会としてずっと私どもも審議をさせていただきました。傍聴に来られて状況を見ていただけるかと思っておりますけれども、本当に時間を割いて、いろいろな角度で審議をしてきたと私はそう思っております。

そうした中で本当に今コロナが、令和4年度もコロナが長期化しております。外山管理者自ら現場に立って、医師がいなくて現場に立ってワクチン接種をやっている姿も見させていただきました。看護師さんも本来ならば休まなければいけないときであるけれども、なかなかいろいろな都合で正直言って現場に出て、多分、家庭の事情もあるでしょう。だけれども

出られて、私たちの市民の健康と命を守ろうと必死で令和4年度はやってまいりました。その姿を私たちは決して、この歴史を忘れてはいけないというふうに私は実感しております。

そうした中で、例えば病院の事業一つを見ても、例えば地域包括ケア病床等をつくった中で運営してまいりました。そして病院の稼働率も82.5%という数字まで上げました。これは2.6ポイントも上昇しております。そして医業収益に関しましても、前年度から3億980万円増額しております。そして私たちがずっと関心を持ってきた一般会計からの繰入れ、これに関しましても年間2億円弱を削減しました。ここをもって金額だけを言うものではないけれども、こういうときに私たちが認定しなければ、現場はどんな思いでやっておられるのか。私たちは知らなければいけないと思います。

自分の一部分のところだけを言って反対するのではなくて、地域全体の医療をどう守るか。してきたのか、してこなかったのか、こういう観点で見て、この議論に、この討議に参加した中で、そして私は賛成したいと、こういうふうに思っている次第であります。

今、改革途上であります。いろいろあるでしょう。看護師も奨学金をして13名だったでしょうか、現実には退職者もいますから、なかなか難しいです。でも、必死になって一歩でも二歩でも地域を守ろうとしてやっている現実を私たちは忘れてはならない。現場が必死になって私たちの健康を守ろうとして、今努力しているということを決して忘れてはいけない。そのように思う次第であります。多くの皆さんの賛成を期待する次第であります。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第84号議案 令和4年度病院事業会計決算認定について、決算の認定についての、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

前任者、熱の籠もった賛成討論をしていただきましたので、私もそこに加えることも数少ないのですけれども、こういう討論の場に立つ機会もあるかと思って、一応原稿を用意してきましたので、討論に参加させていただきたいと思います。

ゆきぐに大和病院は令和4年度は、外来は年間平均で1日当たり患者数が161.0人となり、前年の146.4人から14.6人と大きく増加しております。入院につきましては、許可病床45床の年度平均1日当たり入院患者数は、令和3年度の40.7人から40.4人と若干ですが減り、その分、平均病床利用率では90.3%から89.8%になっています。

収支につきましては、総収益14億3,370万円、総費用14億288万円で、当年度純利益3,082万円となり、引き続きの黒字であります。朝診療、夕診療も引き続き行いまして、地域の実態を考慮した、まさに地域医療を最大限実践し、当年度純利益3,082万円を計上したことは、医師の働き方改革の面からは課題を残しますが、大きな評価とするところであります。



また、市民病院につきましては、外来は全診療科平均で1日当たり462.5人から463.1人と若干伸びました。入院患者数は1日当たり105.7人から112.3人と増えております。それに伴って病床利用率も76.6%から80.2%に増えています。このことは、地域包括ケア病床への転換と心臓カテーテル検査・治療の開始をしたことが私は大きな伸びの原因だと思っております。

収支につきましては、総収益42億2,624万円、総費用43億8,009万円でありまして、こちらはまだまだ残念ながらですが、当年度純損失としましては1億5,385万円でありました。しかし、2億6,500万円の赤字予算でスタートした令和4年度の決算を1億5,385万円の赤字に収めたことは、医師、病院スタッフの努力を感じるところであります。

その努力のもう一つの証としましては、資本的収支を含めまして一般会計から補助金10億円を年額1億円ずつ減らす目標を持って進めてきましたが、令和4年度は一般会計からの補助金総額は8億574万円に減りました。予定の2倍の——先ほども話が出ましたけれども、2億円減らすことができました。これも医師の確保を進めながらの努力の成果だと評価しているところであります。

病院運営につきましては、令和4年度または令和5年度も含めて、医師は数値的には増加になっていますが、今後の医師確保や定着には不安もあります。医師数を含めて限られた医療資源の中で、どういう医療体制がここに暮らす市民のために最善か。今後、頼らざるを得ない在宅医療をどう充実した体制に仕上げるか。そういう中で、医師の働き方改革の対応など、先ほど反対者が言いましたように、ビジョンを持って今後の研究、議論が必要な課題は私も多くあると思います。それは今回の決算とは一つ離れまして、今後の課題として私は感じているところであります。

したがって、令和4年度の病院事業会計の決算につきましては、先ほど述べましたように令和4年度の事業の取組、そして実績を評価いたしまして、令和4年度病院事業会計決算認定に賛成したいと思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第84号議案 令和4年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第84号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第9、発議第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、新潟県知事に対し、別紙意見書を提出するものであります。

提出理由であります。午前中の本会議におきまして、陳情第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情が、全会一致で採択されたことを受けての発議であります。

以上、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、説明いたします。

1977年、中学1年生のときに北朝鮮に拉致された横田めぐみさんは、依然、安否が分からないまま、今年11月で拉致から46年が経過します。そして、めぐみさんの父、滋さんは、1997年に結成された拉致被害者の家族会の初代表として、救出活動の先頭に立ってきましたが、2020年、娘との再会を果たせないまま87歳で亡くなりました。どれだけ無念だったで

しょうか。母の早紀江さんも今年、体調を崩して初めて入院したことに触れ、健在なうちに娘との再会が果たせるよう強く願っておられます。

北朝鮮による日本人拉致問題につきましては、現在、政府認定拉致被害者が17名、そのうち12名が安否不明の状況であり、このほかにも特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々が多数おられます。新潟県では拉致被害者5名がおり、また拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままになっています。

日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認め謝罪し、5名の被害者を返してから20年以上が過ぎました。拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、既に長い歳月が経過しております。被害者自身やその家族の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予も許されないことから、早急に被害者全員の即時帰国を実現しなければなりません。拉致被害者及び特定失踪者全員の即時帰国、並びに真相の究明に向けて国際社会と連携を強化し、あらゆる手段を講じ、国を挙げて全力で取り組まれるよう強く要望するものであります。

議会運営委員会では、全会一致で賛成でありました。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、休憩動議」と叫ぶ者あり〕

〔「賛成」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。

〔午後1時46分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時15分〕

○議 長 先ほど、関議員のほうから動議が出されましたことに対して、ただいま議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長　それでは、ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容をご報告させていただきます。

先ほど、関議員のほうから動議を出されました。その内容を審査いたしました。協議事項としましては、黒岩議員の第 84 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についての反対討論の中で、議会の品位を落とすような発言があったのではないかと、態度があったのではないかとというような内容でありました。

関議員から出席をいただきましたし、その前に正副議長からも出席いただきました。関議員から説明員として出席いただきまして、関議員に対する質疑を終えた後、各委員からまた改めて質疑、意見等をいただいております。

出された意見の中では、まずは傍聴者に対しての発言があったり、それこそ議会の品位を欠く発言があったということがありましたし、あとはやじに対する応酬がありました。その中で、また改めて議員必携の中の注意したい発言というのを、委員の中で改めて意思を共有しまして、また改めて注意を図っていただきたいというところになります。

それから、最終的にどういった結論になりましたかと言いますと、黒岩揺光議員、そして不規則な発言があったと思われる病院事業管理者に対して、議長から厳重注意をしていただくということで、皆さんの意見を統一させていただきましたので、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議　　長　　質疑を行います。

1 番・黒岩議員は傍聴していたと思いますので、質疑はないと思いますけれども……（「あります」と叫ぶ者あり）

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　これまで議会で許容されてきた発言、そういった内容が全く——過去三、四年間でいろいろな無礼が発言があったと思うのですけれども、そういった発言が、こういったのはオーケーだったみたいな、そういう照らし合わせが全くなかった理由を教えてください。

○議　　長　　議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長　あくまでも先ほどの議会運営委員会は、ただいま出された動議に対する審査でございますので、よろしく願いいたします。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　1 番・黒岩議員、今日の朝も議会運営委員会のほうで委員長の報告がありましたとおり、発言には気をつけてください。1 番議員だけではなく、皆さんに多分話した案件でありますけれども、1 番議員の討論に対しての委員会が今日早朝、開かれまして、そういう発言をしたところだというふうに認識しております。議員をあおったり、市をあおる

ような発言ではなく、冷静に討論に臨んでいただければと思います。

あと、病院事業管理者も討論者に対してのやじ等々ありましたけれども、以後、気をつけていただくよう厳重注意をいたします。

〔「失礼いたしました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 あと、1番議員は、傍聴者に対して、討論で名前まであげて傍聴者に対しての発言があったと思いますけれども、この件に関して取り消すようにと言ったら、先ほどは取り消さないと言いましたが、委員会のほうでは本人からの取消しを願いたいということで、もう一度、聞きますけれども、そのことを取り消しますでしょうか……。

○議 長 マイクに入らないので……。

〔「取り消しません」と叫ぶ者あり〕

○議 長 取り消さないということですので、そのままにしたいというふうに思います。

○議 長 以上で、今ほどの委員会のことは終わります。

○議 長 日程第11、発議第7号 テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、お疲れさまでございます。それでは、発議第7号 テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。

本市において、テレビ難視聴地域がございます。それらの難視聴地域の方々は、テレビの共聴組合を形成しましてテレビの視聴を行っているという現状です。現在、31の組合が市内にございます。これらの組合はなかなか高齢化も進んでおりまして、非常に経年劣化による設備の維持修繕などの負担に耐えかねるという声が上がっており、また最近の状況でケーブルテレビに切り替えようという考えもあるようですけれども、その設備の解体費用、撤去費用がなかなか大変だという話が上がっています。

これらの事情を踏まえまして、ぜひともテレビ事業を統括する国のほうに何とか支援をお願いできないかということで、このとおり意見書の提出、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。皆様方の審議をもちまして、活発な質問をしていただいて構いませんので、できれば全会一致でこの意見書が提出できるようによりしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点お伺いします。1点目、これは支援制度拡充を求めていますますが、現在どんな支援制度があるのか、お知らせください。

2点目です。本市においての状況は分かりましたけれども、全国的にどういった状況になっているのか、もしデータがありましたら教えてください。

3点目でございます。市議会議員としてこの人たちを助けたいのなら、一般質問か何かで

市長に支援制度を創設するようなお考えはこれまでなかったかどうかをお伺いいたします。

○議長 提出者。

○大平 剛君 それでは、黒岩議員からの質問にお答えしたいと思います。1点目、どういった支援制度があるかということ、これは国だと思しますので国の支援制度についてご説明いたします。支援制度についてですが、現在、総務省のほうで改修に関する支援がございします。ただ、いろいろと条件がございまして、例えばケーブルに関してはあるのですが、本体に関してはできないとかそういった——私もちょっと申し訳ないのですが、今資料がないので、完全にお答えすることができないのですが、そういったいろいろな制度がございしますが、なかなかそれだけでは全体的なものではできないということです。それとまた支援制度の拡充と申しましたけれども、拡充というか拡大という意味では、現在、設備の撤去に関する支援がございませぬので、これを含めて全体的に大きな支援が必要になるかと、そういうふうに私は考えております。

2点目ですが、申し訳ありませんが、全国的などこまでというのはなかなか私も把握はしていないのですが、取りあえず分かるところでいうと令和4年度に——名前を出していいのちょっと分からないですが、兵庫県の三木市さんがやはりテレビ共聴組合に関する意見書を国のほうに提出されております。また、テレビ共聴組合に関しましては何件か——埼玉の……ちょっと失念しましたけれども、埼玉県もしくはほかの市町村の方々がやはり意見書を提出されております。全国的な感じではそのようなものだと思っております。

それから、市議会議員として市に一般質問をしなかったという話ですが、一般質問はしていませんが、市に対してはいろいろと政策提案等をさせていただいておりますので、その旨そういうことですので、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 国の支援制度拡充を求めるとのことなので、今の支援制度がどういった状況で、具体的に何を拡充するのか。設備の撤去は今ないということは、その分は新しく創設というふうになるのかもしれないと、拡充を求めているのか創設を求めているのかというのをはっきりしたほうがいいのかと思うのですが、その部分ちょっともう少し明確にしてもらえるといいかなと思います。

2点目ですが、全国的な状況が分からないということは、特定の地域に偏って困っている人が多いことに関して国に支援を求めるとなると、特定の市民に対してだけの制度になってしまう可能性もあるのですが、全国的に困っているから国に支援を求めると思うのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

3番目は、市に対して政策提案をしてきて、市はどういった返事をしてきたのかというのをもし分かったら教えてください。

○議長 長 提出者。

○大平 剛君 では、黒岩議員の再質問にお答えします。第1問目、この場にちゃんと資

料を持ってこなかったのは大変申し訳ないのですが、ただ、別紙のほうに書かれているように既存設備の撤去の費用に係る支援拡充——拡充ということは、今まで設備改修しか費用がなかったのを、今度は解体まで拡大して補充して支援を求めるという考え方なので、そのようにご理解いただければいいと思いますが、お願いいたします。

そして2点目、全国的な問題というと、多分、私の予想だとこれはいわゆる中山間地域には必ずある問題だと思っていまして、一応、我が国の国土の7割方は中山間地に当たっているというような報告もございますので、これは全国的な問題になっているのではないかと思います。また、たとえ全国的な問題ではなかったとしても、これはあくまで地方自治法第99条の規定によって出すものでございますので、例えば私たちの地域だけであったとしても、問題であっても、出すことに関しては法律的に問題はないものと私は思っております。

そして3番目ですけれども、市からどういうのがあったと言いますけれども……これはここで言っているのでしょうか……議長よろしいですか。

○議 長 答えられる範囲で。本人の判断に任せます。

○大平 剛君 一応、市のほうではいろいろと話をしまして、補助制度の成立まではいいませんが、例えば撤去を既にされている組合さん、もしくはつい最近した組合さんから撤去品を保管しまして、それをほかの地域の改修や緊急時の落雷などの事故のときは、その物で使える物があれば使っていただくという、そういう制度をつくっていただきました。私も最初は補修の補充とか、そういうものではなくてもっとそちらのほうの話から始まったので、その中で市内の共聴組合さんの状況を調べていく中で、こういうことを意見書を提出しようと思った次第でございますので、市のほうではそういうふうに進めていただいております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 発議第7号 テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

国に支援を求めるということは、私たちの市もそうだけれども全国的な課題があるとして、その証明があってやるべきなことであって、私たちの市だけ、あと特定の市だけみたいになると、何で特定の地域だけ私たちが支援しなければいけないのかというふうな話にもなりかねない。そして特定の自治体、他の自治体はこの支援制度をやっております、県内の自治体。やっているの、まず市に対して、これぐらい困っている人がいるので支援していただい

せんかと。それで市がやってくれるなら、それでいいと思うのです。

支援制度拡充なのか創設なのか、支援制度拡充なら今こんな支援制度が国はあって、これが不十分だからこういうふうが増えるというふうにするか、新しくしているなら創設になるべきなので、ちょっと意見書の内容も分かりづらいということと、まず市内の人が困っているという状況があるなら、まず市に対して求める。それが全国的な傾向があるということなら、では国に対して求めるという順番なのかなと思ひまして、そういう意味でしっかりもうちょっと中身をやったほうがいいのかと思って、反対の立場で討論に参加しました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは未来創政会を代表しまして、テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。

こちらの発議の案の中にも書いてあるとおり、南魚沼市内にはなかなか情報が届かないという地域があり、その地域の今の現状を打開するために必要なものを拡充してほしいという意見書を提出するというのが、本発議の意味合いだというふうに私は感じております。その拡充に対して市が補助できる額と、国から補助が来る額というのは当然決まっているわけで、それを市単独でやるということよりも国と協調してやっていくということに大きな意味があると思ひますし、それこそ私たちの市もしくは私たちの市と同じタイミングで同じようなことを意見書を提出するという自治体からの動きが、今後、日本全体における難視聴地域のアンテナの改修であったり、様々なことにつながっていくということが見込まれるというふうに私は感じております。

これ以降のテレビというものの存在がどうなっていくかという点に関しては、まだまだ不透明な部分があるとは思ひますけれども、現時点でテレビの受信をするアンテナというものが無い限りは、なかなかテレビが見にくいということもありますし、それこそコストの面で考えていったら、アンテナをつけていって、誰もが情報を取得するというのを容易にしていくことのほうが社会の安定につながるというふうに考えています。特に災害時などには、テレビ・ラジオに関しては重要なインフラだと考えています。この発議に対して私は賛成の立場で討論に参加しました。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 テレビ共聴組合への支援制度拡充を求める



意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 令和5年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

〔午後3時35分〕